

令和4年12月14日

保護者 様

鳥栖市立田代中学校  
校長 西村 茂樹

冬季休業中のタブレット型端末等の持ち帰りと「リモート授業」の  
実施について（お知らせ）

師走の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃か  
ら、本校教育にご理解・ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、標記のことについては、夏季休業に引き続き、冬季休業においても全生徒を対象に  
「持ち帰り」の実施を、下記の通り行いますので、ご協力くださるようお願い申し上げます。  
また、この持ち帰りの機会を利用し、感染等の拡大により学級・学年閉鎖等を要する場合の  
準備（訓練）として、全学年「リモート授業」を下記のとおり実施します。併せてご理解と  
ご協力をお願い申し上げます。

#### 記

1. 対象 全校生徒

2. 持ち帰る物 タブレット型端末（Chromebook）  
充電用ケーブル

3. 日程

◎ 12月19日（月）…………… タブレット型端末の持ち帰り ※部活動なし

◎ 12月21日（水）

・ 13：30下校 ※部活動なし

・ 5校時（14：30～15：00） 全学年リモート授業

※生徒は、給食後下校し、自宅からタブレット端末を使って本校で行われる授業に  
参加します。授業は、クラスごとに行います。

◎ 1月10日（火）始業式 …… タブレット型端末の返却

4. その他

(1) 2年生は、冬休み期間中（12/24～1/9）に、タブレット型端末を使った宿  
題があります。詳細につきましては、お子様を通じてご連絡します。

(2) 裏面の「端末等の貸出（持ち帰り）に関する留意事項」をご確認いただき、お子様  
が安心してタブレット型端末を利用できるよう、ご協力よろしくお願い致します。

# 【裏面】

## 端末等の貸出（持ち帰り）に関する留意事項

（この留意事項は、令和4年7月に同意していただいた内容です。）

### ○ 確認事項

- (1) 端末等を家庭へ持ち帰った場合、家庭学習等の目的以外での利用はできません。接続先等を確認することがあります。
- (2) 端末等の第三者への貸し出しは禁止です。家庭内でも学習者以外は利用できません。
- (3) 家庭での利用終了後は、必ず学校に返却してください。
- (4) 端末等を家庭へ持ち帰った場合は、家庭において責任を持って管理し、紛失、破損した場合は、保護者の方がすぐに学校に連絡してください。
- (5) 貸出されている端末を故障、または破損させてしまった場合には、理由にはありますが、原則、修理代をご家庭で負担していただかねばなりません。また、持ち帰り時の紛失・盗難の場合は、ご家庭で全額負担していただきます。家庭で盗難にあった場合は保護者から警察へ盗難届を提出してください。
- (6) 家庭での端末の利用による電気代、通信利用料は家庭でご負担いただきます。
- (7) 学校が指定する家庭学習等の目的以外で機器を利用すると、有害サイトへ繋がってしまい、予想外のトラブル発生の恐れがあります。学習上必要のないサイトの閲覧は禁止です。
- (8) 不適切な端末の利用による情報漏洩等、利用者が発生した損害については借用者の自己負担となります。学校及び教育委員会は責任を負いません。

#### 【 やってはいけないことの例 ※不適切な利用例 】

- \* 個人的なメールアドレス、クラウドサービス用アカウント等の利用
- \* 個人の住所、電話番号等の個人情報の入力
- \* 学習上必要のないウェブサイトの閲覧
- \* アプリ内課金及びインターネット上での金融決済
- \* 他人の気持ちを害するような書き込み、表現等を行うこと



情報モラルに関する動画  
(文部科学省)

具体例につきましては、こちらの動画でお子様と一緒にご確認ください。